

# 田川市体育施設利用料金

## 田川市総合体育館利用料金

### 1 専ら集団の用に利用する場合の利用料金

区分			利用料金（1時間につき）	
競技場	大体育室	全部利用	入場料又はこれに類するものを徴収しない場合	830円
			入場料又はこれに類するものを徴収する場合	2,510
			プロスポーツ	8,380
		部分利用	1/2利用	410
			1/3利用	310
			1/8利用	150
	小体育室			410
	移動観覧席			1ブロック 2,200
	会議室			310

#### 備考

- (1) 健康相談室、控室又は幼児遊戯室を会議室として利用する場合の利用料金は、この表に定める会議室の額とする。
- (2) 休日、土曜日及び日曜日に利用する場合の利用料金は、この表に定める額の3割に相当する額を加算した額とする。
- (3) 超過利用は1時間以内とし、その利用料金は1時間当たりの額とする。
- (4) 市外居住者が利用する場合の利用料金は、この表に定める額の5割に相当する額を加算した額とする。
- (5) 条例第8条第5号ただし書の規定により利用する場合の利用料金は、この表に定める額の20割を加算した額とする。
- (6) 冷暖房装置、照明、換気装置及び附属器具の利用料金は、規則で定める。
- (7) プロスポーツが利用する場合は、最高入場料その他これに類する料金に100を乗じて得た額を1日の利用料金総額に加算する。

### 2 専ら個人の用に利用する場合の利用料金

区分	利用料金（2時間につき）
一般	100円
高校生	50
中学生以下	30

※個人利用は加算なし

※6人以上の場合は、小体育館貸切りで計算する

### 3 その他設備、照明、付属器具使用料

#### 冷暖房装置使用料

区分	利用料金(1時間あたり)
控室	220円
会議室	220
健康相談室	220
幼児遊技室兼 身障者観覧室	220
大体育室	3,300
大体育室及び2階観覧席(両方利用する場合)	4,400

#### 換気装置利用料金

区分	利用料金(1時間あたり)
大体育室	540円

#### 照明利用料金

区分		利用料金(1時間あたり)
大体育室	全部利用の場合	1,640円
	1/2利用の場合	810
	1/3利用の場合	540
	1/4利用の場合	390
	1/6利用の場合	270
	1/8利用の場合	180
小体育室		880

#### 付属器具利用料金

品名	単位	金額	品名	単位	金額
バレーボール器具1式	1面	270円	柔道畳	1枚	20円
卓球器具1式	1台	140	拡声装置	1式	1,640
バスケット器具1式	1面	440	移動拡声器	1式	540
バドミントン器具1式	1面	140	折たたみ椅子	1脚	10
得点表示装置	1式	660	長机	1脚	30
フロアシート		540	組立ステージ	1式	320
体操道具	1式	520	空手マット	1セット	520

※開場(開館)期間 1月4日から12月28日まで(ただし月曜日は、休館とする)  
 開場(開館)時間 9時から22時まで

## 田川市市民球場利用料金

区分		利用料金（1時間につき）	
入場料を徴収しない場合	一般	520円	
	高校生以下	310	
入場料を徴収する場合	アマチュアスポーツ	一般	780
		高校生以下	470
	プロスポーツ		5,230
本部席 冷房装置 ※スコアボード込み		220	

### 備考

- (1) 「入場料」とは、入場料、会費、寄附金、賛助料その他の入場者から入場の対価として徴収する金銭をいう。
- (2) 休日、土曜日及び日曜日に利用する場合の利用料金は、この表に定める額の3割に相当する額を加算した額とする。
- (3) 市外居住者が利用する場合の利用料金は、この表に定める額の5割に相当する額を加算した額とする。
- (4) 野球その他球技以外の目的で利用する場合の利用料金は、この表に定める額の5割に相当する額を加算した額とする。
- (5) スコアボード及び照明施設の利用料金については、前3号の規定は適用しない。
- (6) 本部席冷房装置の利用料金は、規則で定める。

開場（開館）期間	開場（開館）時間
1月4日から3月31日まで	8時30分から17時まで
4月1日から10月31日まで	6時から19時まで
11月1日から12月28日まで	8時30分から17時まで

## 田川市猪位金球場利用料金

区分		利用料金（1時間につき）	
入場料を徴収しない場合		一般	470円
		高校生以下	260
入場料を徴収する場合	アマチュアスポーツ	一般	680
		高校生以下	360
	プロスポーツ		4,710
本部席 冷房装置 ※スコアボード込み			220

### 備考

- (1) 「入場料」とは、入場料、会費、寄附金、賛助料その他の入場者から入場の対価として徴収する金銭をいう。
- (2) 休日、土曜日及び日曜日に利用する場合の利用料金は、この表に定める額の3割に相当する額を加算した額とする。
- (3) 市外居住者が利用する場合の利用料金は、この表に定める額の5割に相当する額を加算した額とする。
- (4) 野球その他球技以外の目的で利用する場合の利用料金は、この表に定める額の5割に相当する額を加算した額とする。
- (5) 本部席冷房装置の利用料金は、規則で定める。

開場（開館）期間	開場（開館）時間
1月4日から3月31日まで	8時30分から17時まで
4月1日から9月30日まで	6時から19時まで
10月1日から12月28日まで	8時30分から17時まで

## 田川市猪位金グラウンド利用料金

区分	利用料金（1時間につき）
一般及び高校生	780円
中学生以下	470

### 備考

- (1) 田川市猪位金グラウンドの利用は、専ら集団の用に利用する場合に限る。
- (2) 休日、土曜日及び日曜日に利用する場合の利用料金は、この表に定める額の3割に相当する額を加算した額とする。
- (3) 市外居住者が利用する場合の利用料金は、この表に定める額の5割に相当する額を加算した額とする。

開場（開館）期間	開場（開館）時間
1月4日から12月28日まで	9時から19時まで

## 田川市こがねが丘陸上競技場利用料金

区分		利用料金（1時間につき）	
専用	一般	620円	
	高校生	410	
	中学生以下	310	
個人	一般	回数券(10枚)	1,040
	高校生	回数券(10枚)	520
	中学生以下	回数券(10枚)	310

### 備考

- (1) 休日、土曜日及び日曜日に専用利用する場合の利用料金は、この表に定める額の3割に相当する額を加算した額とする。
- (2) 市外居住者が専用利用する場合の利用料金は、この表に定める額の5割に相当する額を加算した額とする。
- (3) 個人回数券の利用時間は、1枚につき2時間以内とする。
- (4) 附属器具の利用料金は、規則で定める。

## 田川市こがねが丘陸上競技場、附属器具の利用料金

品名	単位	金額 円
陸上競技用具	1日1個又は1組	100
長机	1日1脚	30
折たたみ椅子	1日1脚	10

備考 個人利用の場合は、原則として附属器具の貸与は行わない

開場（開館）期間	開場（開館）時間
1月4日から3月31日まで	8時30分から17時まで
4月1日から10月31日まで	8時30分から19時まで
11月1日から12月28日まで	8時30分から17時まで

## 田川市弓道場利用料金

区分		利用料金（1時間につき）	
専用	一般	520円	
	小・中学生・高校生	310	
個人	一般	回数券(10枚)	1,040
	高校生	回数券(10枚)	520
	小・中学生	回数券(10枚)	310

備考

- (1) 休日、土曜日及び日曜日に専用利用する場合の利用料金は、この表に定める額の3割に相当する額を加算した額とする。
- (2) 市外居住者が専用利用する場合の利用料金は、この表に定める額の5割に相当する額を加算した額とする。
- (3) 個人回数券の利用時間は、1枚につき2時間以内とする。

※開場（開館）期間 1月4日から12月28日まで  
 開場（開館）時間 6時30分から21時まで

### 田川市トレーニングセンター利用料金

利用内容	区分	利用料金
トレーニング器具	1人1回 2時間以内	220円
	回数券(11枚)	2,200円

備考

- (1) 田川市トレーニングセンターの利用は、高校生以上に限る。
- (2) 回数券の利用時間は、1枚につき2時間以内とする。

開場（開館）期間	開場（開館）時間
1月4日から12月28日まで	9時から22時まで
※ただし月曜日は、休館とする。月曜日が祭日の場合は、翌火曜日を休館日とする	

### 田川市市民テニスコート利用料金

区分	一般	学生
テニスコート(1面につき)	1時間につき 410円	1時間につき 310円
照明施設(1面につき)	1時間につき 540円	

備考

- (1) 休日、土曜日及び日曜日の加算なし
- (2) 市外居住者の加算なし

開場（開館）期間	開場（開館）時間
1月4日から12月28日まで	9時から22時まで

### 田川市船尾武道館利用料金

区分	利用料金（1時間につき）
競技場	210円

開場（開館）期間	開場（開館）時間
1月4日から12月28日まで	9時から22時まで